

特定非営利活動法人 静岡県作業所連合会・わ 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わ（以下「本会」という。）が行う表彰の取扱い及び国、県、福祉団体等（以下「関係機関」という。）から被表彰者の推薦依頼があった場合の取扱いを定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 前条に定める本会が行う表彰は、表彰状の授与及び感謝状の贈呈の2種類とする。

(表彰状の授与)

第3条 表彰状授与の候補者は、表彰年度以前に本会加盟の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、小規模作業所等を設置する団体又は運営する団体（以下「会員事業所」という。）から表彰を受けた者の内から、事業所を設置する又は運営する団体の長、施設長又は管理者（以下「事業所の長」という。）が次項を踏まえて推薦した者とする。

2 表彰年度の4月1日現在で、会員事業所に勤務する職員及び利用者で、通算して10年以上尽力され、功績顕著であった者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本会の運営に尽力し、本会の目的を達成する上で、その功績が特に顕著であった者。

(2) 会員事業所の運営に尽力し、その実績が顕著で他の模範となる者。

(3) 社会自立に努め、他の模範となる者。

3 前項の職員とは、施設長、管理者を含めた職員をいい、常勤職員であるか非常勤職員であるかを問わない。

4 本条の該当者には、10年毎に授与する。

(感謝状の贈呈)

第4条 感謝状贈呈の候補者は、本会理事長又は会員事業所の長が推薦した者又は企業及び団体（以下「者等」という。）で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 会員事業所への協力・支援並びに利用者の育成に尽力し、その功績が特に顕著であった者等。

(2) 障害者の職業指導又は雇用者として雇用促進に尽力し、その功績が特に顕著であった者等。

(3) 本会又は会員事業所に対して、継続的に資金援助した者、高額な寄付を行った者等。

(関係機関からの推薦依頼)

第5条 関係機関から障害者の福祉増進に貢献した者等に対する被表彰者の推薦の依頼があった場合は、原則としてこの規程により本会が表彰した者のうちから推薦する。ただし、関係機関の推薦規程等により表彰する旨の要請があった場合は、その限りでない。

(表彰等審査会)

第6条 この規程による被表彰者等の審査・決定を協議する機関として、表彰等審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、本会理事長及び副理事長を構成員とする。

3 審査会は、理事長が出席し、かつ副理事長2名以上が出席しなければ開催することができない。

4 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、本会定款第5条第2項の規程により定められた第1順位の副理事長を含めて3名以上の出席を必要とする。

5 審査会の議長は、理事長が務める。

6 緊急止むを得ない事由により、審査会が開催できない場合は、理事長及び副理事長の間で協議し、被表彰者等の決定を行うことができる。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わに関する規定（平成3年9月7日制定）は、平成22年3月31日に廃止する。